

## 大分県における雇用の安定確保に向けた緊急共同宣言

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済活動の停滞が急激かつ広範囲に生じており、経済全般にわたって甚大な影響が生じている。

また、4月7日には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出、同月16日には緊急事態宣言対象地域が全都道府県に拡大され、さらには5月31日までの延長が決定されるなど、今後、経済へ更なる影響がもたらされることも懸念されている。

そのため、大分県、大分労働局では、国の累次の緊急対応策等を踏まえ、中小企業金融の拡充や4月から特例措置が拡大された雇用調整助成金等の活用による雇用の継続支援などに取り組んでいる。一方、企業や労働者も協力して、雇用の維持に努力しているところである。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の終息の見通しは立っておらず、解雇や非正規社員の雇い止めなど雇用情勢が全国的に悪化しており、こうした動きは今後県内にも波及することが予想される。

このような中、現下の雇用不安を払拭するためには、行政、労働団体及び経済団体の政労使三者が一体となって知恵を出し合い、この難局に立ち向かうことが必要との認識に立ち、雇用の安定確保に向けて一致協力して取り組むことが求められている。

私たちは、企業が活力を持って活動でき、また、勤労者が仕事に意欲を持ち、その持てる力を発揮できる大分県の構築に向けて一体となって別記のとおり取り組むことを宣言する。

令和2年5月13日

## 別記

# 大分県における雇用の安定確保に向けた今後の取組み

## 1 雇用の維持

- (1) 政労使は一致協力して雇用の安定確保に努める。
- (2) 特例措置が拡大された「雇用調整助成金」については、大分労働局と県とで連携しながら申請しやすい環境整備に努めていく。企業はこうした助成制度や県の融資制度等の活用を積極的に促進しながら、従業員の雇用維持に努めていく。
- (3) 厳しい経営環境下でやむを得ず賃金の見直しや人員整理等を行う場合には、労働基準法、労働契約法等の法令が遵守されるよう、労使が十分に協議し、合意の上で実施する。

## 2 県内人材の確保

- (1) 地域経済の維持・発展には優秀な若者を県内に確保することが不可欠。県は大分労働局と連携しながら若者が県内企業に興味・関心を抱くための環境整備に取り組む。
- (2) 企業は、来春卒業予定者等の採用に向けて、面接・試験等の日程の設定など募集機会の提供について最大限柔軟な対応に努めていく。
- (3) 併せて、来春の新規高等学校卒業予定者への求人票提出が6月から開始されることから、早期に提出するよう努めていく。

## 3 働き方改革を通じた安心して働ける職場づくり

感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立に向けて、これまで政労使で取り組んできた働き方改革を一步進め、テレワークによる在宅勤務、時差出勤、時短勤務など活用可能な制度により従業員が安心して働ける職場づくりに努める。

## 4 政労使会議の開催

本宣言の具体的な実施については当会議で調整等に努めるとともに、今後、新たな事態が発生した際には速やかな対応を図る。